

### 3 理事の交代手続と注意点は



一般社団法人・一般財団法人において、理事の交代を行う際、どのような点に注意すべきでしょうか。また、一般社団法人と一般財団法人とで、手続に違いはあるのでしょうか。



一般社団法人においては、社員総会を開催し、選任および解任を行うことになります。一般社団法人の理事は、社員総会の決議でいつでも解任することができますが、解任に正当な理由がない場合には、損害賠償をしなければならないため、注意が必要です。

また、一般財団法人においては、評議員会を開催し、選任および解任を行うことになります。

#### 解 説

#### 1 一般社団法人と一般財団法人における理事選任機関

##### (1) 一般社団法人

一般社団法人は、人の集合体に法人格が与えられるため、2名以上の社員によって設立するものとされています（一般法人10①参照）。そして、これらの構成員は社員と呼ばれ、一般社団法人における意思決定機関である社員総会における議決権が、一人一個付与されています（一般法人48）。社員総会においては、理事を選任することができ、理事には、定款に別段の定めを置く場合を除いて、一般社団法人の業務を執行する権限があります（一般法人76①）。

## (2) 一般財団法人

一般財団法人は、一団の財産に対して法人格が与えられるため、1名の設立者で設立可能ですが、設立時には、金300万円の財産保有規制がなされます（一般法人153②）。財産の集まりであるという特殊性から、一般財団法人の機関設計は、3名以上の評議員、評議員会、3名以上の理事、理事会および監事を置かなければならないとされています（一般法人170・173③・177・65③・178①・197・90）。評議員会においては、理事を選任することが「できる」とどまらず、評議員会以外の機関が理事を選任できる旨の定款を定めても、同定款は効力を有しません（一般法人178③）。

## 2 一般社団法人と一般財団法人における理事の解任

### (1) 一般社団法人

一般社団法人においては、社員総会の普通決議をもって、理事を解任することができます（一般法人70①）。ただし、解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、一般社団法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができます（一般法人70②）。

また、理事が、職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事を解任する旨の議案が、社員総会において否決された場合には、少数社員（総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員）は、総会の日から30日以内に当該一般社団法人および当該理事を被告とする解任の訴えを提起することができます（一般法人284・285）。

### (2) 一般財団法人

一般財団法人においては、評議員会の普通決議によって理事を解任できますが、解任の事由は、①職務上の義務に違反し、または職務を

怠ったとき、②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないときのいずれかに該当する場合に限定されています（一般法人176①）。

また、理事が、職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事を解任する旨の議案が、評議員会において否決された場合には、評議員は、評議員会の日から30日以内に、当該一般財団法人および当該理事を被告とする解任の訴えを提起することができます（一般法人284・285）。

### 3 まとめ

以上のとおり、一般社団法人においては、社員総会を開催し、一般財団法人においては、評議員会を開催した上で、理事の選任、解任をする必要があります。

理事を交代するに当たり、一般社団法人に比べ、一般財団法人では、解任決議ができる条件（職務上の義務違反、職務懈怠、心身の故障など（一般法人176①））がありますので、注意が必要です。

## 第2 合併による承継

### 49 社会福祉法人の合併手続の概要は



社会福祉法人の合併手続の概要は、どのようになっているのでしょうか。



合併手続は、①合併契約、②所轄庁への合併認可申請、③債権者保護手続、④登記手続により行われます。なお、手続においては、合併により多大な影響を受ける職員の処遇の検討および説明、利用者や利用者家族・地域への説明も重要となります。

#### 解説

#### 1 社会福祉法人の合併とは

合併とは、二つ以上の社会福祉法人が、契約によって一つの法人に統合することをいいます。社会福祉法48条は、「社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる」と定めますが、これは、他の法人（株式会社等）とは合併できないことをも意味します。

合併には、吸収合併と新設合併の二つの方法があります。

吸収合併とは、社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるものをいいます（社福49）。

新設合併とは、二以上の社会福祉法人がする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社

会福祉法人に承継させるものをいいます（社福54の5）。

## 2 手続の概要

社会福祉法人の合併手続は、①合併契約、②所轄庁への合併認可申請、③債権者保護手続、④登記手続の段階を踏んで行われます。

## 3 合併契約

社会福祉法人が合併する場合においては、合併をする社会福祉法人は、合併契約を締結しなければなりません（社福48）。そこで、各法人は、合併契約の締結に向け、各法人の内部意思決定の手続を進め、合併契約の内容について合意を形成していくことになります。

### (1) 合併における各法人内部の議決手続

合併には、各法人の理事会での合併の議決を得てその結果を議事録に残す必要があります（社福45の13④・45の14⑥）。

また、合併は、社会福祉法人にとって、財産処分や職員の雇用問題等極めて重大な案件であるため、その内容について、評議員会の決議によって、承認を受ける必要があります（吸収合併における消滅法人について社福52、存続法人について社福54の2、新設合併について社福54の8）。決議に当たっては、議決に加わることができる評議員の3分の2（定款でこれを上回る割合を定めた場合は、その割合）以上に当たる多数による賛成を得る必要があります（社福45の9⑦五）、その結果を議事録に残す必要があります（社福45の11①）。

なお、各法人は、この評議員会の日から2週間前の日から、吸収合併の場合はその登記の日後6か月を経過する日までの間、新設合併の場合は新設合併設立社会福祉法人設立の日までの間、合併契約に関する書面等を事務所に備え置き、各法人の評議員および債権者の閲覧に供する必要があります（吸収合併について社福51・54、新設合併について社福54の

7)。

### (2) 契約内容についての合意形成

実際の合意形成は、各法人が「合併協議会」を共同で設置し、合併の期日、合併スケジュール、法人名称、役員および評議員の構成、定款の整備、職員の処遇、資産負債等の調整、諸規程・各種システムの共通化等、合併に必要な事項について協議します。

協議の結果、双方で合併契約書の条項となる基本合意項目を確認するに至った場合、「合併確認書」が作成されるのが通常です。

### (3) 合併契約の締結

作成された合併確認書に基づき合併契約書を作成し、各法人は相互に合併契約を締結します（社福48）。

合併契約には必要的記載事項がありますが（吸収合併について社福49、社福規5の11、新設合併について社福54の5、社福規6の8）、その中でも、消滅法人の職員の処遇についての定めは特に重要です（吸収合併について社福規5の11二、新設合併について社福規6の8二）。消滅法人の職員は、合併後の自己の処遇について不安を抱えているため、これに配慮したものです。

## 4 所轄庁への合併認可申請

合併契約を締結したとしても、社会福祉法人の合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないことから（吸収合併について社福50③、新設合併について社福54の6②）、合併認可の申請を行う必要があります。申請は、合併の理由を記載した申請書に必要書類を添付して所轄庁に提出して行います（社福規6以下）。審査は設立認可に準じて行われます（社福50④・54の6③）。

申請書を所轄庁に提出すると、通常は、おおむね1か月（行政手続法6条に基づき各々の所轄庁が定める許認可等事務処理日数に関する規

程等によります。)で所轄庁から合併認可が通知されます。

## 5 債権者保護手続

所轄庁の認可後は、合併する各法人の債権者を保護する観点から、合併について債権者が一定の期間内(ただし、2か月を下ることはできません。)に異議を述べるができること等を官報に公告し、かつ、判明している債権者に対しては、個別に催告を行います(吸収合併における消滅法人について社福53①、存続法人について社福54の3①、新設合併について社福54の9①)。

債権者が、上記期間内に、合併に対して異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなされます(吸収合併における消滅法人について社福53②、存続法人について社福54の3②、新設合併について社福54の9②)。他方、債権者が異議を述べたときは、原則として、弁済を行うか、相当の担保提供を行うか、その債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社または信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければなりません(吸収合併における消滅法人について社福53③、存続法人について社福54の3③、新設合併について社福54の9③)。

## 6 登記手続

吸収合併は、合併後存続する法人が合併登記をすることにより(社福50①)、新設合併は、合併後新設される法人の成立の日(すなわち登記の日(社福54の6))に効力を生ずるので、登記手続が必要となります。登記手続は、合併の認可その他合併に必要な手続が終了してから2週間以内に行います(組登令8①)。

登記手続は、吸収合併では、存続法人は合併による変更登記申請、消滅法人は合併による解散登記申請、新設合併では、新設法人は合併による設立登記申請、消滅法人は合併による解散登記申請が各々必要となります。

## 7 その他の留意点

合併は、法人およびその債権者だけでなく、他のステークホルダーにも大きな影響を及ぼすことから、これに対する配慮が必要です。

### (1) 職員の処遇の検討および説明

法人の実際の運営を支えるのは、法人職員です。前述のとおり、法人職員は、合併後の自己の処遇について不安に思っていることから、合併契約上の消滅法人の職員の処遇の定めは特に重要です（社福49、社福規5の11、社福54の5四、社福規6の8）。

合併に当たっては、合併後の給与体系、勤務時間や休日等について検討し、給与規定や就業規則等の変更を行うとともに、合併後の各職員の役職や配置等を検討します。

その上で、全職員に対して、合併後の処遇について説明を行い、理解を得る必要があります。

### (2) 利用者や利用者家族・地域への説明

合併により最も影響を受けるのは、当然利用者ですから、利用者や利用者家族へ合併の説明を行い、理解を得ることは基本です。

また、社会福祉法人は、地域における福祉サービスの担い手としての公益的な役割を担っていることから、地域に対しても合併の説明を行い、理解を得る必要があります。



## 第4 事業譲渡による承継

### 88 収益事業の承継は



宗教法人が行う収益事業を事業譲渡により承継する際に特に注意すべき点はあるのでしょうか。



宗教法人における規則に従って手続を行う必要があります。さらに、不動産または財産目録記載の宝物等一定の財産の処分については公告が必要となりますので、注意が必要です。

#### 解 説

##### 1 宗教法人の収益事業について

宗教法人は、目的に反しない限り、公益事業以外の事業（以下「収益事業」といいます。）も行うことができるとされています（宗法6②前段）。ただし、収益事業により得た収益は、宗教法人等または公益事業のために使用しなければなりません（宗法6②後段）。

収益事業を行うためには、所轄庁の認証が必要となります（宗法12①七）。また、収益事業の種類が登記事項となるとともに（宗法52②一）、事業に関する書類を備え付け、毎年所轄庁へ提出する必要があります（宗法25④）。

この収益事業については、法人税の納税義務が生じます（納税義務が発生する収益事業は34種類の事業で、継続して事業場を設けているものに限られますが、これらの事業に係る事業活動の一環として、ま

たはこれに関連して行われる付随行為も収益事業に含まれるとされています（国税庁「宗教法人の税務（平成31年（2019年）版）」13頁）。ただし、収益事業への課税については、一定の優遇措置が認められています。

収益事業については、譲渡が禁止されているわけではありませんので、収益事業を譲り受けることにより、当該事業の承継を行うということが考えられます。

## 2 収益事業の第三者による承継の手続について

収益事業の譲渡の手続について、宗教法人法上、特別な規定はありません。しかし、宗教法人法上、一定の財産に関する処分等の手続に関する規定があるため、譲渡対象となる財産に当該財産に該当するものが含まれる場合は、当該規定に従った手続を行う必要があります。

まず、財産の譲渡については、宗教法人の規則に従って譲渡を行う必要がありますので、規則の確認が必要です。特に、宗教法人の境内建物や境内地である不動産または財産目録に掲げる宝物の処分に関する規則があれば、登記が必要とされていますので（宗法52②七）、宗教法人からこれらの財産を譲り受ける際には、登記を確認することも大切です。

仮に、宗教法人において、事業や資産の譲渡に関する規則の定めがない場合は、責任役員の数分の過半数の決議が必要になります（宗法19）。

また、不動産や財産目録に掲げる宝物の処分等一定の財産の処分については、少なくとも1か月前に公告することが必要となります（宗法23）。例えば、宗教法人の境内地外の不動産における岩石の採取契約の締結が不動産の処分に当たるとする裁判例（広島高判昭40・5・19判時412・50）もありますので、譲渡対象が公告対象になるかどうかは慎重に吟味する必要があります。

この公告により、信者等の利害関係人の意見を聴取することになります。信者等から意見や異議が出ても、宗教法人法上、代表役員は、当該意見や異議に拘束されることなく財産の処分を行うことができます。しかし、今後の宗教法人の運営の観点からも、利害関係人の意見を十分に検討し、必要があれば協議等を行い、納得してもらうことが好ましいと考えられます。

仮に、これらの手続を履践せずに、宗教法人の境内建物や境内地である不動産または財産目録に掲げる宝物を処分した場合、当該処分は無効となります（宗法24）。善意の相手方や第三者に対しては、無効を対抗することができないとされていますが（宗法24ただし書）、重大な過失がある相手方や第三者に対しては、無効を主張できるとされています（最判昭47・11・28民集26・9・1686、最判昭48・11・22民集27・10・1411）。また、宗教法人の境内建物や境内地である不動産または財産目録に掲げる宝物以外の財産の処分等に関し、宗教法人法23条の規定に反して処分をした場合でも、当該処分行為が無効とはならないとした裁判例があります（広島高判昭40・5・19判時412・50）。

なお、収益事業に属する固定資産の譲渡等の処分による損益は、一定の要件を満たす場合には、収益事業の損益に含めないことができるとされています（法人税基本通達15-2-10）。

### 3 資産の譲渡後の手続

財産を処分した場合、財産台帳を整理する必要があります。また、処分した財産が規則で設定した基本財産に該当する場合、基本財産総額の変更登記（宗法53）および所轄庁への届出が必要となります（宗法9）。

## memo

宗教法人の収益事業は課税対象となりますが、本来的な宗教活動については非課税となっています。しかし、課税対象か非課税対象かは必ずしも明確に線引きができるわけではありませんので、注意が必要です。

例えば、「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地」(地税348②三)には固定資産税が賦課されないとされています。しかし、納骨堂のような建物やその敷地であっても、当該不動産の使用状況等によっては、課税対象とされることがあります(東京地判平28・5・24判タ1434・201参照)。

## 【参考書式】 財産の処分に係る公告（宗法23）

## 財産処分についての公告

宗教法人〇〇規則第〇条、第〇条に定める手続を経て、下記のとおり財産を処分することになりましたので、宗教法人法第23条の規定により公告します。

令和〇年〇月〇日

信者その他利害関係人各位

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

宗教法人 〇〇

代表役員 〇〇〇〇 ④

## 記

## 1 処分する財産、価格

土地 〇,〇〇〇万円

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地 番 〇〇番〇〇

地 目 〇〇

地 積 〇〇m<sup>2</sup>

建物 〇,〇〇〇万円

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇

家屋番号 〇〇番〇〇

種 類 〇〇

構 造 〇〇

床 面 積 〇〇m<sup>2</sup>

## 2 処分の目的

〇〇（譲受人）へ〇〇事業に係る資産を譲渡するため

## 3 処分の方法

売却

## 4 処分の相手方の住所氏名

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

## 5 処分の年月日

令和〇年〇月〇日